

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 第三期中期計画 新旧対照表

計画変更 (案)	現行計画								
<p>(略)</p> <p>第9 料金に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 その他の料金</p> <p>診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。(下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。)</p> <table border="1" data-bbox="253 871 1086 1351"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援</td> <td>児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当	<p>(略)</p> <p>第9 料金に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 その他の料金</p> <p>診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。(下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。)</p> <table border="1" data-bbox="1229 871 2063 1351"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援</td> <td>児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当
種別	金額								
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当								
種別	金額								
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援（以下「指定入所支援」という。）に要した費用（同項に規定する入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当								

		該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額			該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		

1 変更の理由・内容

「こども家庭庁設置法」(令和4年法律第75号)の施行(令和5年4月1日)に伴い、これまで厚生労働省が所管していた法令等がこども家庭庁に移管されることとなり、併せて施行される「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第76号)により、児童福祉法等が改正されることとなった。

当機構が策定している第三期中期計画においても、児童福祉法を引用している部分があることから、計画を変更する。

2 変更期日

令和5年5月23日